

平成 26 年度第 5 回東久留米市子ども・子育て会議
会議録（全文筆記）

開催日時

平成 26 年 8 月 20 日（水） 午後 7 時 00 分～9 時 00 分

開催場所

東久留米市役所 701 会議室

出席者の氏名

- (1) 委員 菅原良次委員 浜名紹代委員 武田和也委員 長谷川早苗委員
新倉南委員 白石京子委員 斎藤利之委員 柘植宏実委員
立川都委員 水沼絵里子委員 井尻郁夫委員
- (2) 事務局 子ども家庭部長
子ども家庭部主幹
保育課長
子育て支援課長

欠席者の氏名 谷津洋子委員

会議の議題

- 1 開会
- 2 運営基準等について
- 3 その他
- 4 閉会

1 開会

・会長

皆さん、こんばんは。お忙しい中、また夜遅くご出席いただきまして誠にありがとうございます。これから委員会を始めるわけですが、その前に、前回の会議において運営基準についてももう少し議論をする時間をいただきたいというご意見がございましたので、それをお預かりしまして、私と事務局でいろいろ打ち合わせた結果、皆さんにお知らせしましたように、今日急遽会議を開催することを通知させていただきました。その点でご迷惑を掛けた点もあろうかと思いますが、これから皆さんに真剣な議論をしていただければよろしいかと思っておりますので、改めて御礼とよろしく願いしたいと思っております。

それでは定刻になりましたので、これから第 5 回の子ども・子育て会議を開催いたします。傍聴希望の方はいらっしゃいますか。本日は〇〇委員がご欠席です、あとお二方が少し遅れるという連絡が入っておりますので、ご了承願いたいと思っております。

〈傍聴人入場〉

・会長

傍聴の方がお座りになったようですので、事務局から議事の内容と進め方についてご説明いただきたいと思います。

・事務局

それでは、私の方から本会議の議題内容等に関してご説明をさせていただきます。なお、本会議は議事録作成のため、会議の内容を録音させていただいておりますので、ご承知おきのほどよろしくお願いたします。本日の議題につきましては、配付させていただきました次第のとおり、まず2「運営基準等について」、そして3「その他」でございます。

続いて、配付資料の確認をさせていただきます。配付させていただきました本日の資料は3点となります。一つ目が資料63「子ども・子育て支援新制度実施へ向けて、市が条例で定める施設等の基準（素案）に対するパブリックコメント（ご意見）と市の考え方」でございます。こちらの資料につきましては、委員の方には以前資料を配付させていただきましたが、本日机上配付させていただいた資料と若干違う部分がありますので、ご説明させていただきます。内容については変更がございません。4ページ左の列の「項目」というところに、「(仮称)」がございますが、以前お送りした資料には「(仮定)」という形でしたので、そこを直させていただきました。また、8ページの一番左にナンバーが振ってあります。以前はナンバーの40と41に欠番がございましたので、この番号を整理させていただきました。これによって10ページの一番下になりますが、最後のご意見の内容に61番が増えております。

続きまして、資料64「市が条例で定める施設等の基準（素案）へのパブリックコメントを踏まえた委員のご意見と市の考え方」でございます。こちらにつきましても、委員の方には事前に「意見の概要」のところまでは配付させていただきましたが、昨日右側の列の「意見に対する市の考え方」を付け加えた形で配付させていただきました。

次は、資料65「放課後児童健全育成事業『量の見込み』の補正について【資料61差し替え版】」でございます。こちらの資料は前回の会議で資料61としてご提示させていただきましたが、最後の5ページ「(参考)」のところなんですけど、小数点の引き継ぎがありまして、あくまで参考としてご覧いただきますということで説明させていただきましたが、そこを整理して改めて資料65として入れさせていただきました。資料の確認等については以上でございます。

・会長

ただいま事務局から資料の説明がございましたが、何かございますか。よろしいでしょうか。

2 運営基準等について

・会長

それでは、今日も運営基準について検討していくわけですが、次第2に移らせていただきます。

その前に、私の方からこれまでの審議経過を含めて、第2回、第3回、第4回どうということが子ども・子育て会議で模索されてきたかについて改めて再確認し、それに基づいてパブリックコメントに対する意見と市の考え方、それからそれに対する委員の意見と市の考え方を中心にして、今日の議論は進めさせていただくことになると思います。

最初にもう一度確認させていただきますが、5月23日第2回の会議では、子ども・子育て支援新制度における市の定める基準として、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」と「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」に関して事務局から説明を受け、議論してきた経緯があるかと思います。続いて、6月30日に第3回の会議が開かれまして、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」。それに合わせて、3基準に関して概要及び素案の内容の説明があり、同時に保育の必要性の認定基準について説明があり、私たちが議論してきたということが第3回目の会議の内容だったと思います。さらに、子ども・子育て会議と並行して7月1日から22日まで、特定教育・保育施設、家庭的保育、放課後児童健全育成事業の3基準の素案について、市民に対してパブリックコメントを行ってきました。幅広く意見をいただいて、今日の資料に出ておりますが、それに対する市の見解もまとめてきた経緯があるかと思います。

同時に、前回第4回7月30日の会議において、パブリックコメント等の主要な意見の口頭説明がありましたが、会議の終盤でもう少し精査する時間があつたほうがよろしいのではないかというご意見が委員の方々から多く出されたという経緯がありました。それを受けて私と事務局で検討させていただいた結果、8月4日に第5回会議として今日の会議を設定させていただき、そのことについて皆さんにご連絡申し上げて、今日はお忙しい中ご出席いただいた経緯があるかと思います。そういう意味で、今日の資料の中に「パブリックコメントに対する市の見解」と、それから「パブリックコメントに対する市の見解なり市民の見解に対する委員の意見」についても、今日の最後の資料64にまとめて掲載されていると思いますので、その点について今日は皆さんの全体的な意見をいただくことになろうかと思います。改めてよろしくお願ひしたいということを申し上げて議事に入りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、事務局より資料63、64についてご説明をお願いしたいと思います。

・事務局

それでは、次第2「運営基準等について」ご説明をさせていただきます。資料63と64になります。

まず資料63です。こちらは8月4日付で委員の方に、子ども・子育て支援新制度実施に向けて市が実施しました、条例で定める施設等の基準（素案）に対するパブリックコメントのご意見とそれに対する市の考え方をご提示させていただいたものでござ

います。延べ110人の方から307件のご意見を頂戴しました。それぞれ基準ごとに対応させていただき、また市の見解を記載させていただいております。

資料64は、その市のパブリックコメントに対する見解を添えた資料に基づきまして、この子ども・子育て会議の委員の方にご意見を12日までに頂戴したいということをお願いして、そちらのご意見の概要を記載させていただいたものでございます。また、昨日付ではございますが、そのいただいたご意見に対応させていただく形で市の考え方を1～14ページにわたりまして、記載しているものでございます。資料の説明については以上でございます。

・会長

ただいま資料の説明がございましたが、何かご発言はございますか。

・委員

資料の中ですか。

・会長

特によろしいですか。ここで資料についてご意見を伺いたいと思います。63と64を基本にして、いかがでしょうか。

・委員

63、64に限定せずに、運営に関する基準にまつわることでよろしいですか。

・会長

では、どうぞ。

・委員

そうしましたら、申し訳ないですが、机上配付ということで委員さんに資料をお配りいただけますか。

前回7月30日にも傍聴の方がたくさんお出でになっていて、パブリックコメントの中にも、この新制度の姿がなかなか見えないというご意見をたくさんいただいているので、そこら辺のことやおさらいも含めてお話しさせていただきたいと思います。

今回の制度は、就学前のすべての子どものために、初めて国レベルで子育てに対して支援をするはずの制度です。本当は基本的にはすべての養育家庭に個人給付されるはずだったんですが、残念ながら給付方法が施設型給付に限定された段階で、家庭で育てられている0～2歳までの子どもについては、今のところ何の給付もないような状況になっています。これは国の子育て会議で幼稚園連合会の代表が、どこにも行っていない0～2歳までの子どもは4号認定子どもになって、本来だったら給付を受けてもいいはずだという話だったのですが、残念ながら退けられてしまいました。

まず、そこを基本にしていただいて。新しい制度というのは認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付、つまり同じ補助金を貰って、それぞれの保育時間や規模、

その他の条件によって運営されるはずのものなのです。国の公定価格によって。本来ならば保育園も、認定こども園や幼稚園同様、国の示す公定価格の保育所単価のみで運営するのが正しいと思われます。でも、保育園については、私立保育園は以前から国から運営費を貰ってしまっていて、それに対して国の単価は全国平均にならされてしまっていますので、地方の保育所も首都圏の保育所も同じような単価になってしまいます。

今、資料 1 1 でお渡ししてあるように、平成 24 年度に行われた東久留米市の社会福祉審議会の議事録に添付された資料ですが、私立保育所に対しては、110 名定員の場合には実際の運営費が 1 億 5 千万かかるというところを国基準では 1 億円しか補助が出ない。ということで、市は単独で不足分の 5 千万円を加算している。それが保育園の現在の実情です。これが上乗せ運営費、上乗せ補助と呼ばれているものです。新制度に移行して保育園の公定価格が示されていますが、国の補助金にプラスして、今まで通り条例がありますから、今までどおり東久留米市からの加算分も加えて運営することになります。

ところが認定こども園や幼稚園については、現段階では国の補助金のみ、公定価格のみで運営するようになっています。本来だったら、先ほどから話題になっている運営に関する基準は、保育園も幼稚園も認定こども園も同じ基準を守らなければならないという現状であれば、共通の給付体系になった段階で、幼稚園や認定こども園に対しても同じ東久留米市に生まれた子どもたちなので平等性という観点からも、東久留米市からの加算分が必要かと思われます。

傍聴の方も委員さんも 7 月 23 日と 8 月 4 日ぐらいでしたか、読売新聞全国版に認定こども園の公定価格が非常に厳しい状況で、認定の返上を考えている園が増えているという。それというのは、実は今回の新制度は、幼稚園に関しては最初からお話ししたとおり、選択する自由があるということで、最新版の東京都の私立幼稚園連合会から来た、新制度にどれだけの幼稚園が移行するかという、7 月 11 日締め切りで行われた意向調査では、私立幼稚園は都内では 4 %、つまり 100 園中 4 園が移行する予定。移行を検討しているのは 8 %ということでした。ということは、1 割ぐらいの幼稚園が移行する可能性がある。これは 9 月に確定することになります。新制度が始まる平成 27 年 4 月に 9 割の幼稚園が参加しないという新制度はいかがなものか、といわれても仕方のない現状です。

新聞に出た認定こども園は、保育園同様、新制度への移行は選択できないということになっています。同じ認定こども園でも幼稚園型と幼保連携型では状況が違いますけれども、実際今のところ、認定を返上して移行しないことを検討しているところが 35%あります。これというのは、やはり国だけの単価ではとても運営できるような状況ではないということで、意見として書かせていただいたように、子ども・子育て新制度の施設型給付に移行する私立の認定こども園、私立幼稚園に対して、現在私立保育園に東久留米市が行っている市の単独の上乗せ運営費と同等の補助を創設して拡充していただきたいと思っています。これは予算も絡んでくることですし、急にできないのは当然わかっていますので、できたら 29 年度を目途に上乗せ運営費を保障することを考えていただきたいかなと思っています。

実は、以前 6 月にも 7 月にも、平成 27 年 4 月から開始するのは、ちょっと厳しいだ

ろうというお話をさせていただきまして、今、新聞なんかを読みますと、消費税が10%になるかならないかというような危うい状況になっています。この新制度は10%になって初めて7千億円が確保される。でも、この制度をきちんと運営しようと思ったら、1兆円かかると言われているので、3千億円は国の予算から何とかするという事になっています。それが平成29年ということで、平成27年、28年についてはもう本当に移行措置という期間で、29年の単価よりも非常に低い単価になっているので、その間は、皆さんひょっとしたら施設型給付に移らないという選択をして、市のほうで上乗せをしていただけるということをお願いしたいかと思っています。

もう一つ、今後、施設型給付に移る幼稚園や認定こども園、保育園についても、保護者からいただく保育料を決めなければならないかと思っています。これについても同じ社会福祉審議会の議事録からとらせていただきましたが、保育園については肩代わり保育料というのが存在します。例えば、ご夫婦で世帯年収1,400万円のご家庭の場合、国基準だと保育料は10万4千円払わないといけないところが、その50%ぐらいを納めていただくことで、残りは市から補填されている形になります。この点についても、幼保に大きな格差があるかと思っていますので、今後、議題になったときによく考えていただきたいかと思っています。

もう一つ、私のほうが話したいのは運営に関する基準の第7条です。保育園でも認定こども園でも、入園に関して調整や斡旋を受けるということが書かれていますので、いまだに社会福祉その他の福祉は措置制度ではなくなっているはずなのです。措置というのは行政がサービス内容を決定する制度です。申し込みをした希望者に対して、あなたはこの条件を満たしているから受けられますよとか、可否も審査するし、入園先についても行政のほうが決める制度です。これがなぜか保育園にだけ残ってしまっている。保育園に通っている保護者の方から伺っても、上の子と下の子が違う保育園に通わなければならないとか、相当厳しい内容の調整と斡旋について、認定こども園を保育園と同じ扱いにしているんですね。つまり、保育に欠ける要件の必要度がすべての基準になるということで、保育園の希望者と一緒に利用調整を受けなければなりません。

そもそも認定こども園は、実は保育に欠けていなくても利用できる、長時間利用できるような制度になっています。お母さんが働いているときは長時間利用できますが、保育園だと、お母さんの就業がなくなる、例えば出産で産休に入ると、年度末をもって保育園を退園しなければならない。ところが、認定こども園はそういうことがないように、就労の有無に関係なく入園できるような総合的な施設であったはずですが、今回の運営に関する基準を読むと、そこら辺が欠けてきてしまっています。

ということで、在園している認定こども園のお母さんたちにとっては、例えば現在育休に入ったので、上の子の保育園を辞めて、その子を認定こども園に入れたら、下の子も一緒に入れてくれますよねという文化がありまして、そういう約束もしているのですが、その保護者に対しても在園中に契約内容の重大な変更ということになります。できれば、国基準ということになっていますが、この国基準を変えることができないのであれば、運用上保育園と認定こども園を、調整をしたり斡旋をする場合に、分けてしていただければという気持ちがありますので、そこについてもお願いをした

いと思っています。

あとは、事務局に対しては、この資料 64 に載せていただいていますので、省かせていただきます。先ほどもお話ししているように、27 年、28 年は移行経過期間のため、私立幼稚園も私立認定こども園も市の上乗せ運営費がない限り、運営は非常に厳しい状況になっています。市のほうから、できたら東京都のほうに私学助成、あと認定こども園に対する補助金の継続を要望していただきたい。もちろん、私立幼稚園連合会でも要望はしていますし、都議会にも要望はしています。国に対しても、やはり同じく認定こども園の運営費補助の継続を要望していただきたい。ということで、私立幼稚園、私立認定こども園の立場で意見を言わせていただきました。

・会長

よろしいですか。今の件に関して事務局から、どうぞ。

・事務局

先ほど〇〇委員から子ども・子育て新制度についてのご意見ということで、東久留米市の私立幼稚園連合会からいただきましたご意見につきまして、事務局としての見解を申し述べさせていただきます。

まず 1 点目、子ども・子育て新制度の施設型給付に移行する私立認定こども園・私立幼稚園に対して、現在私立保育園に行っている市単独の上乗せ運営費と同等の補助を創設、拡充してほしい、29 年度を目途に保障してほしいというご意見ですが、先般国から示されました公定価格案は、幼稚園、保育園、認定こども園の区分に単価や加算が分かれており、この単価の根拠となる各年齢の職員の配置基準とか、年齢によっても単価が決まっており、その単価に見込まれている事務経費等の根拠となるものも各種別ごとに違います。したがって、現在市が行っている保育園の運営費を認定こども園とか幼稚園にそのまま補助を創設し、拡充することはできないと思いますし、これはちょっと無理かなと考えているところです。例えば、今、保育園の運営費で旧都加算と言われている運営費補助を行っていますが、この中で、例えば 0 歳児の保育をするにあたって、看護師を配置するにあたっての加算金を補助していますが、それについては当然幼稚園ではないものですし、11 時間開所をするための必要な人員についても旧都加算の中で相当分として補助を行っていますが、今回の新制度では公定価格に一部含まれているような形になっています。現行の保育園の運営費、旧都加算や旧市加算で行っている補助は、今回の公定価格に合わせて整理し、見直しが必要だとは思っていますが、これがそのまま幼稚園や認定こども園に適用できるものだとは思っていませんし、それは難しいかと考えているところです。

2 点目の東久留米市の特定教育・保育施設の運営に関する基準、これは今回この委員会でご意見を聴取している基準ですが、この第 7 条について、保育園と認定こども園を分けて運用するようにしていただきたいということですが、これにつきましては、子ども・子育て支援法には、「特定教育・保育施設の設置者は、市町村が行う斡旋及び要請に対し協力しなければならない」という規定があります。また、改正されました児童福祉法に「当分のあいだ保育を必要とする子どものすべての施設、事業の利用に

ついて、市町村が利用の調整を行う」という規定がございます。これに基づきまして、2号認定、3号認定の子たちの利用調整を市が行うことを、今回の運営に関する基準第7条で設けたものでありますので、保育園と認定こども園に分けてこの条項を規定するとか、認定こども園が保育の必要性のある2号認定、3号認定の利用調整をするということは、法に反することになるので、できないと考えているところです。

3点目の、運営に関する基準第30条第1項の苦情解決の受付窓口は市に設置していただきたいというご意見ですが、保育所の苦情解決にあたりましては、社会福祉法や児童福祉法の最低基準、または保育所保育指針等において明記されているものでありまして、それに則って、これまでも保育所に苦情解決の受付窓口を設置し、その解決に務めていたところでもあります。今回条例を制定するにあたって、国のほうで改めて苦情解決方法を基準の中に明文化したと解釈しているところです。また、中立公正な第三者の関与を組み入れるために、苦情の第三者委員会も設置することを求められていますし、今回の確認基準の第16条では、特定教育・保育に関する評価等の規定により、利用者等による評価を受けて、それらの結果を公表し、常に改善を図るように務めなければならないという規定も設けているところです。したがって、苦情解決の受付窓口はあくまでもその事業者さんが調整することになります。しかしながら、これまでもこれからも市が受けた苦情については、事業者さんと調整をしながらその解決に努める形になるのかと考えているところです。

4点目の、国の参酌すべき基準のいろいろな条項を記載していただいておりますが、文末の表記を「～にするよう努める」に変更し、今後各保育園、幼稚園、認定こども園がこの新制度に乗ってきやすいような配慮はできないかというご要望です。今回の条例の基となりました国が示しました基準は、事業者と利用者との契約において、近頃の社会情勢から必要とされる項目に関して、国の子ども・子育て会議等で一定議論を経て国基準として示されたものと解釈しているところでもあります。したがって、それらの条項に関し、本市が義務規定から努力規定へ変更しなくてはならないという東久留米市の地域性、特殊性が、そこまであるとは事務局としては考えていないところでもあります。

5点目の運営に関する基準は、今後は諸般の事情変更に伴って適宜見直しを行うことを最後の一文に加えていただきたいということですが、事務局としましては諸般の事情変更に伴い、今はこの国基準ベースで作っていますが、条例見直しの必要が生じた場合は、第一義的には国のほうで基準が改正されるものと考えているところです。また、現時点において、何らかの経過措置等を勘案しなければならない事情があると考えられるものにつきましては、現在の条例や法律の中で特例や経過措置が設けられておりますので、今回の5番のご要望については、特段設ける考えは持っていないところでもあります。

私のほうから最後になりますが、6点目の「保育園は保育料の徴収を市が行っているため、保育料未払いについても市が責任を持っているので、私立認定こども園・私立幼稚園についても、保育料未払いについては同様に市が行ってほしい」というご要望です。幼稚園及び認定こども園は、市町村が定める利用者負担額を保護者から徴収するとともに、施設給付費として公定価格から利用者負担額を控除した額が新制度に

においては支給されます。この場合も利用者負担額いわゆる保育料は実際に徴収できた額ではなく、徴収すべき額となるため、未払いが発生したときの減収分を公費で補填する仕組みにはなっていません。したがって、利用者負担の保育料の未納が生じた場合は、施設と保護者間の契約に基づき、まずは施設において適切に保護者に対して支払い請求等を行うこととなります。幼保連携型認定こども園及び保育所型認定こども園につきましては、その児童福祉施設としての位置付けに鑑みまして、施設側で再三にわたり徴収に努めても、支払いに応じない保護者等につきましては、法律上市町村が施設に代わってその納付請求を行うことができるという代行徴収の仕組みがあります。ただし、これがあるのは幼保連携型認定こども園と保育所型認定こども園で、その理由としては児童福祉施設としての位置付けに鑑みて、こういったことが法律で可能となっているところでもあります。なお、卒業生の受け皿ともなり得る施設全体として保育に支障が生じないよう、幼保連携型認定こども園と保育所型認定こども園の1号認定の子どもも代行徴収の対象となっているところです。

なお、委員ご指摘の私立保育園については、保育料の徴収も市が行っているし、未払いについても市が行っているという根拠ですが、私立保育園に通う児童の保育料(未払いを含む)を市が徴収している理由は、児童福祉法において「保育所における保育は市町村が実施すること」となっています。これを理由に、私立保育所における保育の費用については、施設型給付として新制度においてもあくまでも委託費として支払う形で、国の方から示されているところです。また、保育園の入所にあたっての契約自体も市町村と利用者間で取り交わすため、保育料についても市が徴収し、未払いについても市が徴収しているという制度になります。

・事務局

7番と8番については私からご説明させていただきたいと思います。資料63のパブリックコメントに関するご意見に対する市の考え方、またそれを踏まえた委員の方のご意見を記載させていただいている中で、市においても制度改正で保護者の方へ影響のあるものについて市民の方にお知らせしなければならないと考えているところです。ただ、本日も夕方、近隣情報交換会ということで近隣市等で集まりがありました。その中でも話題にはなっているのですが、市民の方への周知の方法やタイミング等は非常に悩んでいるところでございまして、その中で7番にございますような契約内容とか上乗せ徴収に特化したような説明、例えば直近で言えば支給認定申請、入園に係る部分とか、制度改正に伴う保護者の方へ影響がある部分、それらを含んだ形でのいろいろな説明会や周知方法について検討させていただいているところなので、例えば幼稚園や認定こども園や保育園、施設を対象になっていくのかとか、全体でやるのかといったことも含めて、今検討しているところなので、ご理解をお願いしたいと思います。

・委員

時期はいつ頃ですか。

・事務局

やはり入園申請のタイミングを見ていかないといけないと思いますし、また……。

・委員

そこら辺が私立幼稚園と保育園では違うはずなので、私立幼稚園の場合は今までどおり行いますと10月15日に入園要項を配布し始めて、11月1日に入園の決定です。今まで通り行いますと、そうなる……。

・事務局

私どももそういうものを踏まえて、いろいろホームページなども見させていただいて、幼稚園には運動会等もあるので、そのところも鑑みながら、個別に、例えば希望がある園等お話をお伺いできるのかというところも含めて検討させていただいているところです。

・事務局

私のほうからは、認定こども園に対する補助金の継続ということで、例えば東京都や国に対して補助金の継続ということでございます。

・委員

私立幼稚園の都の私学助成についてですか。

・事務局

まず1つ、認定こども園につきましては新制度への移行が原則とされており、施設型給付の対象施設として子ども・子育て支援法に基づく確認を受けることが想定されております。そのため、新制度に移行しない認定こども園に対し、現在、市町村に対して扶助を行っている認定こども園の運営費補助をそのまま残すことは、東京都としては考えていないということでございました。東京都のそういう見解でございますので、今、その状況で受け止めている状況でございます。

・会長

よろしいですか。それでは、幼稚園関係から出された質問について、事務方より丁寧に説明していただきましたので、よろしいでしょうか。

・委員

はい。

・会長

引き続き、資料63、64に基づいて、次第2についてのご意見等々お伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

・委員

今回事前に資料をいただけたので、いろいろじっくり考えることができました。本当に大変だったと思いますが、とても助かりました。ありがとうございます。今回、市民の皆さんからのパブリックコメントのそれぞれに対しての考え方の部分と、それらを踏まえた私たちの意見、それに対する考え方を読ませていただきました。率直にお聞きしたいのは、実際、もともと市が出した素案は国が出した素案そのままなわけですね、どこもいじらないまま。それに対して今回パブリックコメントで市民からも意見をいただきました。それに対して僕らも一緒に出してきました。もともとの国の基準案に対して変わるところがあるのかどうかを、まずお聞きしたいのですが。

・事務局

今のご質問のところですが、パブリックコメントの市の考え方のところで、いろいろな回答の書きぶりがあるって、例えば「努めてまいります」ということが多いのかと思いますが、まずそこが検討の第一段階だと思います。前回の会議でもお話しさせていただいたかと思いますが、国基準でスタートして意見をいただく中で、事務局で検討しているところは、例えば地域型保育とか、放課後児童健全育成事業にかかる放課後支援員の資格の要件だとか、現行で行っている要綱等を踏まえて、そういった資格の必要な部分を検討しているところであります。

・委員

「検討している」ということは、今日は「検討して変わりました」という部分は見られないということですか。

・事務局

今の部分については、前からも皆さんのほうにはちょっとお話をしているかと思えます。さまざま、5月の段階から、9月には条例を提出するんだよということで申し上げながら、パブリックコメントの意見とのやり取りとか、それから8月に入って、つい先日皆さんにご協力いただきましたが、ご意見をいただきながら、またそれに対するお答えをしながらということで、こういったことのやり取りを踏まえながら、私どもとしては、市の立場としてしっかりと責任を持って、これを条例案という形でとりまとめて、議会に提出する所存です。これは今までずっと申し上げたとおりです。今、事務局のほうからも説明がありましたように、いただいたご意見のところには、市としてもいろいろな部分で検討する項目は、資格要件とか、かねてから皆さんからもいただいた意見等を中心に検討を重ねております。いずれにしても、そういったところを含めてとりまとめて、最終的には私どもが9月の議会に条例案として提出することにしております。

・会長

今、事務局からもお話がございましたように、この間、先ほど経過について私のほうからも説明いたしましたけれども、パブリックコメントを含めて、我々自身の第5

回までの——今日を含めて5回ですが、意見を含めまして、それらの意見を条例案のほうに、市のほうで我々の議論したことをいろいろ参酌して、それを条例案のほうに盛り込むことについては、市のほうで判断して決めていくということになります。我々自身のほうで、例えばこういう条例を作るとか、こういう条例にするとかという形で役割としては持たされておられませんので、自由に議論して、自由に意見を述べて、あるいは市民からの自由な意見を伺って、それを基に市のほうが判断して条例が作られていく、という1つの方法だということをおもいながら、我々自身も理解をしておくことが大事なのかと思っております。それはよろしいでしょうか。議論したことが、即、認めるとか認めないとか、我々が採決で決めるという形で進行することではない。我々自身がいろいろな意見を出し合うということがこの委員会の役割だということだと思います。

・委員

今まで何回か、例えば社会福祉審議会とかいろいろなところに関わらせていただいてきて、そういった中で市から諮問事項として、「こういうことをやってください」「これに関して委員の皆さんで議論をして、その答申内容に関しては、文面とかそういう部分に関しても、こういうふうにしてください、訂正をお願いします」と、こういう形で論議して、まとめてそこで確認して出してきたんですね、今まで市でやってきたものの中では、今回子ども・子育て会議の中での条例案にかかわるのは僕も初めてだったので、これからどういうふうになるのかイメージがわからなかった部分もあるのですが、そういった形の内容のことをやるのかと僕は捉えていました。ですから、国基準のこういうものが、まずたたき台として出されて、それに市民の皆さんにパブリックコメントももらい、そのうえで僕らの意見も出したうえで、僕はここでそれを踏まえた新しい条例案が出て来るのかなと、僕は思っていたわけです。

それが今の会長の説明で、そこはそうではないんだということがわかりました。今さら遅いのですが、やはり一番最初の段階で、5月に最初のこれを出した段階で、こういった感じでやっていきますよ、と。あくまでもこの条例案の内容に触れるものではなくて、いろいろこういうふうにして、こういうふうにしたあとは市にお任せしますという見通しとか説明が欲しかったということがあります。そういう部分で、基準案については今日が最後になりますから、今から変わったものを出してくださいと言っても、そういう形ではないということが今わかりましたが、今後の子ども・子育て会議の日程のところでは、事業計画案というものもありますから、そういう部分に関してもみんなが見通しを持って、しっかり時間を使ってできるように、最初の部分で、「こういう形でこういうことでやりますよ」みたいな丁寧な説明を、まずやっていただきたいと思いました。

今日は、変わったものが出たのはここではわからないとか、あとは市のほうで判断してやっていくということですが、市民の皆さんのパブリックコメントも、僕らが委員の皆さんから出したパブリックコメントの市の考え方を見ていく中で、単に国基準でやっていくのではなく、なるべく東久留米市の現行を低下しないように努めますという部分は非常に頑張っているなど思うのですが、ただパブリックコメントに関して、私たちの保育園父母会連合会でも報告したり、皆さんの意見を聞いた

りましたので、この「努めます」の内容が、どこにどのように反映されていくのかとか、それはどういう部分で努めているのかとか。「努める」という言葉だけで本当は努めないのかということではないのですが、そこは非常に不安な部分があります。

ですから、僕もちょっと書かせていただきましたが、この「努めます」の部分は、条例の中にかかわらないのであれば、それがどこのところでどういうふうに触れられていくのか。あるいは文章化されていくのかという部分をわかりやすいような形でやってほしい。パブリックコメントを出した人たちは、これから新しい制度を利用するにあたって、どういうふうになったか条例案に関しても多分見ると思うんですよね。これが今回の条例の中に触れるものでないのであれば、例えば条例案があって、最後のところに、何については別個の何の基準に依るとか、そういったわかりやすい形でまとめていただけると、行政のための基準案ではなく、本当に利用する人、そこにいる子どもたちのための基準案になってくるのではないかと思うので、そういう部分をぜひやっていただきたいということが、まず1つあります。

もう1つは、今回この中で、例えば小規模保育とか、家庭的保育事業等の基準のところでもそうですが、東久留米市の家庭福祉員制度実施要綱に触れていたり、学童に関しては運営マニュアルが書いてありますが、実際にホームページ等でそこを見ようとしても東久留米市の場合は出てこないのです。やはり今父母の中で一番心配なのは、配置基準はどうなるのだろうということで、そこはどういう基準になってくるのか。まして今、福祉の近くに動いている人はたくさんいるけれども、本当になり手がいないから、子育て支援員でしたっけ、そういうものができるかできないかとか、あるいは今回の小規模の中でもC型は資格がなくても市の研修を受ければできるとか、いろいろな部分がありましたが、自分の子どもの命を預ける親側としては、やはりそういうところが気になるんですね。そこを調べていく中で、この家庭福祉員制度実施要綱が出てこないけれども、それはどこでわかるのかとか、あるいは学童の運営マニュアルに関してもそうです。

昔、僕が学童の連合会の役員をやっていたときに、当時の課長さんといろいろとお話ししたとき、「これは公開していません。これはあくまでも市の学童指導員の組合と市との内容でやったものなので、皆さんにお示しするものではありません」というやり取りがありました。これは今の課長ではなくて前の課長ですが、そういうやり取りがあったのです。やはりこの中でそういうふうに掲載するのであれば、そういったいろいろな部分は市民の皆さんが見られるように公開していくべきではないか。それが反対に安心して結びついていくものではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

・事務局

1点目の「努めていく」という部分の対応ですが、〇〇委員のおっしゃるとおり、パブリックコメントにつきましては、今後公表して行く予定になっております。この公表の際には、いただいたご意見に対応する修正案も記載をさせていただく予定でございます。

・事務局

2点目は、「要綱がホームページで見られない。そういったものはなるべく情報提供していくべきだ」というご意見だと思います。これにつきましては、確かに東久留米市のホームページだと例規集が見られるものがあります。そこで条例規則も見られたと思いますが、要綱は違う入り口から入れば見られるのではないかと思います。これについては持ち帰らせていただいて、そういったご意見が多く出たということと、市として条例規則以下の法規文書について情報提供していく考え方についても少し整理させていただきまして、今ご意見を賜ったように、情報提供していくべきだと持ち帰らせていただきたいと思いますと思っております。

・委員

検索の仕方を変えれば見られるのかもしれないのですが、やはりこの子ども・子育て関連のところ、ずらっとそこに出ていて、そこで見られる形にしたほうがわかりやすいのではないかと思いますので。

・事務局

学童の運営マニュアルの関係につきまして、これまでの経過は今〇〇委員がおっしゃったようなこともあると思いますので、この辺につきましても、今事務局から話が出た要綱の関係もありますので、その辺はまたどういことができるかどうかきちんと整理はしていきたいと思っております。

・会長

よろしいでしょうか。では、ほかに何かご意見はございますでしょうか。

・委員

今の質問と重なるのかどうかわかりませんが、パブリックコメントでこの前出たものを整理してくださったものに目を通して、こういう意見がいっぱいあるんだなというのを踏まえて、それに対する市の回答を丁寧に書いてくださった中で、今の「学童保育事業運営マニュアルによるとこうです」という回答があったので、私もそういうのがあるんだと思って、学童保育の設置条例はホームページから貰えているし、施行規則も貰えていたのですが、パブリックコメントの返答として、運営マニュアルに記載してあるように」という表現があったので、これもオフィシャルなものかなと思って確認したら、すごく多彩な内容で、これは内部の資料であるというお返事だったので、パブリックコメントの返答マニュアルに「この内容に」と書いてあるのに、「それは見せられません」みたいなことを言うのは、ちょっとどうかなと思ったので、ここは今後改定していただきたいと思いました。

もう1点学童について、パブリックコメントで開所時間と保育料に関して具体的なことがすごく書いてあって、だからここには具体的に何時から何時と盛り込む性質ではないのだということも理解しましたが、であるならば、ここに載っているよとか、ここで決めるよということをも明記していないと、「考え方」では「決めます」「検討し

ます」みたいなことは書いてありましたが、学童保育に関しては開所時間とお金についてが一番争点だったので、本当に死活問題で、今日も8時から8時15分間留守番させてドキドキしながら仕事に行っているお母さんがうんという。その回答は、今までは送迎だけ学校は送り迎えだからみたいな、ちょっとずれた回答だったと思うので、そこについての意見がいっぱいあります、と。だけど、この条例案に具体的な数字は載せないけれども、じゃあどこにそれを規定するかというところを明記したほうがいいのかなと思いました。

もう1つ、最低条件の表現ですが、最低条件の向上のところ、「第3条 市町村は最低基準を常に向上させるように努めるものとする」で、「向上」というのはステップアップしていくんだな、市民のいろいろなニーズを受けられるように、一遍には無理だけれども少しずついろいろな人のニーズに努めるものとするという大事な一文だなと思ったのですが、市の答え方が「下回らないように」という表現が誤解される表現なので。そうすると、保護者は、国の最低基準にするのではないかというふうに不安になる。だから今日は傍聴がいっぱい来ているのだろうと、私は勝手に思っているのですが、その辺のことも条例文に付け加えるのか、どこに付け加えるのか。条例を出すにあたって、これについてはここで話し合いますとか、ここで決めますというのを別に付けるのか、ちょっと方法はわかりませんが、開所時間と保育料についてはしっかり明記した回答があることが、パブリックコメントに答えていくことになるのかと思いました。

・事務局

今回の条例は基準のところでありますので、平日では3時間、長期休業期間は8時間という基準を示したので、そこには何時から何時まで開所するというものではありません。現在の開所時間につきましては、マニュアル云々は別問題としましても、学童入所案内にははっきりと現行の保育時間、お預かりする時間は明記してありますので。

・委員

資格についてはどうですか。資格については、多分「マニュアルにあります」という表現だったので。

・事務局

基準のところの「下回らない」云々は、あくまでこの回答の中では現行の基準を下回らないということです。国の基準を下回らないというよりも、現行の基準を下回らないよう努めますということで回答させていただいております。

・委員

ということは、現行の基準は下回らないということと、向上していくという……。下回らないで停滞なのか、一番最初にここの会議に出たときに、ニーズ調査のときに、本当にいろいろな方のニーズがあるし、児童相談所の方から、そこに声にならない声

がある。今回は子育て支援を大事にしているということだったので、やはりいろいろなニーズを広げていかななくてはいけないのではないかと思いますので、今より下回らないということは、今がベターでいいということではなく、決して今の状態がいいわけではないので、今を下回らないのは市民としては当たり前で、今より悪いものを求めている市民は誰もいないので、やはりそこをよい表現というふうに取り取れるような文章とか、こういう施策をとっているものがあることが、市民のニーズに応じていくことかなと思いました。

すみません、それに付け加えて質問です。今ある学童の設置条例と、設置条例施行規則はそのまま当分生きているのでしょうか。ここにさっきの開所時間とか具体的なことがいろいろ載っていますが、今回この条例が出るのと、これとの兼ね合いを確認させてください。

・事務局

例えば、国基準で今回示されたところと設置条例の部分ですが、単純に言えば、今回示されている部分に、学童保育の対象の年齢のところであれば、国のほうは3年生ではなく6年生までという形があります。そういうところは整理をしていくということはあります。そういう連動のところはありますが、あくまでも今回は運営基準の条例を中心にやっておりますので、施行規則はまた改めて、必要があれば修正していくということです。あと、いろいろ文言整理とかいろいろな部分がありますので。

今回9月議会というところでは、新しい基本条例の関係がございますが、新年度施行するにあたっては、それなりの文言を含めて整理をしていく予定でございます。

・委員

ということは、今の設置条例だと3年生までですが、それは国のほうに合せて来年度にもう6年に変わるのですか。

・事務局

国の基準がそうなっておりますので、そういう部分として手続きをしていく予定で考えております。

・委員

ということは、来年からもう6年生も対象になるということですか。うちは4年生なので……。

・事務局

対象ということで、全員入れるという義務化ではなく、国の基準に合わせて対象をそこまでしていくということです。

・委員

うちは今娘が4年生で来年5年生になります。そうすると4年生の後半のときに、

いつものように学童の申し込みをすると、5年生から入れるということですか。対象になるのでしょうか。

・事務局

それはまた整理をしていく形ですが。

・事務局

今申しているように、制度上のいわゆる条例上の考え方は事務局からお話があったように全学年が対象になります。あとはまたそれぞれの、今度は制度施行後の話として、今対象としては全部になりますが、あとはまたその学童の状況。これからまた皆さんと事業計画という部分では、確保方策とかそういったこともご議論していただくわけですが、そういったところも含めて、どのようにお預かりをしていくか。あるいは入所していただけるかといったところも、そういったところで整理をしていくことになるかと思えます。あくまでも、条例上は今までの3年生というものが学年の対象としては限度となります。

・委員

では、うちの娘は来年は学童には入れないのですか。

・事務局

27年4月に制度上は小学生が対象になりますから、理屈上は入所ができるわけです。

・委員

よくわからないです。すみません、法が先になってまだ東久留米市の実態があれだから、まだなのかなと思っていたのですが、今の話だと制度上そうだから入れるというふうに……。

・事務局

理論上ね。

・委員

入れないんですね、今度の4月には。まだなんですね。すみません、入れるか入れないか。

・事務局

つまり、27年4月には制度がスタートしているという前提で、そうすると対象学年が6年生までになります。ですから、その中で委員のお子さんが属する小学校の学童の状況等を含めて、定員の関係とかそういったところはありますが、理論上は対象となりますので入れますというふうに考えてください。

・委員

わからないですけど、すみません。定員があれば大きい子は優先されないだろうというのは納得できますが、定員が全然余裕があって、3年以上で希望しているのがうちの娘ただ1人ということであれば、今の話だと理論上入れるということですか。理論も何も具体しかないのですが、入れるんですね。わかりました。

もう一つ、すごくこだわっていた対象児の「小学校1、2、3年」という表記は制度上特別支援学校は小学校ではないので、「小学生」と書くか、「小学校または特別支援学校」と書かなければかなり差別的な表現になるので、これは国の条例の表現が間違っていると思うので、ここはぜひ変えていただきたいと思います。「変える」とは書いていなかったのでもう一度言います。6歳になった子は小学校と特別支援学校の小学部に通うのが制度なのです。なので、あのときたしか「小学校」だけだったので、「小学校及び特別支援学校」という表現か「小学生」という表現に、ぜひそこはしていただきたいと思います。

・事務局

今、〇〇委員からお話があったとおり、学校教育法で学校が定められていると思うので、そこも踏まえた中できちんとした形で条文は検討します。今のお話からすれば学校教育法で特別支援学校は特別支援学校という種別で設けられているというお話でしょうから、そこに合せた形で条文は整理します。

・委員

わかりました。そこについては多分表現だと思います。すごく大事なことだと思うので、併せて国のほうに「この表現は」という意見があったということは上に上げていかないといけないところかなと思います。些細なことですが、とても大事だと思います。

・委員

また第7条の斡旋・調整について、もう一度確認したいのですが、先程来お話が出ているように、幼稚園や認定こども園の募集や認定を受ける時期と、保育園の最終的な募集の認定を受ける時期がずれることに対しては、どのような対応策を考えていらっしゃるのでしょうか。

具体的にお話ししますと、私立認定こども園に対して11月に応募される。でも、認定自体が保育園の方と一緒に調整をしなければならない。保育園のほうは2月初めに結果が出ますよね。そこで出た場合に、認定こども園はその受け皿になっているので、お宅に入れますでしょうかという話が来るのですが、長時間利用、2号認定の認定こども園の希望の方は、2月まで待たなければならないということになると、2月まで待ってなおかつそこで利用調整を受けた場合、今回から月48時間という就労時間で応募ができることになると、非常に厳しくなって入るはずが入れなくなってしまう。そういうことになると、ひょっとしたら最初は1号認定で幼稚園部分に入ってしまった、それであとから2号認定に変えたいとか、保護者の方にとっては死活問題になってく

るはずです。ですから、その辺の時期の差について、いろいろな意味で、私立幼稚園・認定こども園に通う保護者の方はあまり大きく声を出しませんけれども、代わりにこちらが大きな声でお伺いしないと、困ってしまうと思います。

・事務局

今委員からご意見を頂戴したのは、市町村の利用調整、いわゆる保育の必要の子どもの2号認定、3号認定の利用調整の部分だと思ってご回答させていただきます。先ほどもちょっと申しましたが、今回改定されました児童福祉法で「当分の間、保育を必要とする子どものすべての施設事業の利用については、市町村が利用の調整を行う」ことが明記されました。これを踏まえると、いわゆる2号認定、3号認定の利用調整は全部市が行うこととなります。一方、認定こども園は、幼稚園の入所スケジュールにのっとり保育園より早く入所内定を出しているという現実があることは十分理解しているところです。

そういった中、本日近隣の保育・幼稚園の担当所管の職員で情報交換を行ったところ、やはりこの認定こども園の、特に2号認定に関する利用調整については、これまでの保育の一次内定を1月の終わり頃、二次内定については2月の終わり頃に出していたのですが、そのスケジュールになると遅くて、逆に言うと認定こども園に2号認定者が入れなくなってしまうのではないかというところをどのように整理していこうかという課題を改めて認識したところであります。

そういった中、どういったかたちで認定こども園、特に3号については0歳～2歳なので入ってくる子がメインになりますからまだ良いですが、2号については、いわゆる1号認定と合せて、幼稚園側としては受け入れという形になるでしょうから、そこにつきましては、改めまして担当所管のほうで整理して、また認定こども園事業者とご相談させていただければと思っているところです。いずれにしても、そこに課題があって、スケジュール上は認定こども園の2号の利用調整をどうするかというのが1つの課題になっているということは、担当所管としては認識しているところであります。ただ、この場で、ではこのようになりますという明確な回答については、まだ方向性が見い出せないという現実があります。

・委員

時間的に相当厳しい。10月15日に各認定こども園が園児募集要項を出すときに、「認定時期については未定です」という形で出さざるを得ない、という回答でよろしいでしょうか。

・事務局

まず、認定こども園に入られる1号は幼稚園のほうで選考を行っていただくので、そこはそこで完結する方式になっていますが、2号につきましては市に申請をいただいて市が2号の支給認定を行って、かつ利用の調整を行うというプロセスになりますので、そのときに認定こども園がこれまで内定を出してきた11月ですか、その辺についてどういうふうに整理ができるのかというのは、他市とも相談します。各認定こ

も園事業者は、各市多分同じ時期に内定を出しているでしょうから、そこも踏まえたくらうえで調整させていただければと思っているところです。

・委員

先ほど私立幼稚園連合会さんから出ていた意見でも、説明会のことが出ていましたが、説明会の開催については今回のパブリックコメントでもいっぱい出ているわけです。市事務局側が言うには、国のほうがまだはっきりわからないだとか、この段階でもまだ定まっていない中で説明できるような状況ではないという部分も、もちろんわかるのですが、1回西東京のほうでやったという話を聞いているんですね。いろいろな質問攻めになってとても大変だったそうです。でも、そこで周知されていくのではないかと思う。どういうところがわからないのか、どういうところが不安なのか。だから説明会というよりも、「まず新制度になるにあたって、皆さんのいろいろな不安や、お聞きしたいことを受けますよ」と。開き直るわけじゃなくて、「どれだけ答えられるかわかりません。わかる範囲のことは答えますが、疑問とかそういう部分は子ども・子育て会議に持ち帰らせていただきます」とか、「あるいは話し合いをさせていただきます」とか、そういうオープンな形で説明会とか話を聞く会とか、タウンミーティングといった場はぜひやったほうがいいのではないかと。説明会と言ってしまうと、何も説明できないじゃないかと言われてしまうかもしれませんが、「皆さんのいろいろな率直な意見等をお聞きする場を設けたいと思います」とか、そういう形でやるのであればいいのではないかと思います。

今、幼稚園のほうからもいろいろな意見が出ていましたが、保育園側から見ると、例えば今育休を取っている方が、来年の入所希望は例年どおりでいいのだろうか、例年と同じような形でも入所希望になるのか、新制度になるからちょっと変わるのか。それだけではなくて、今在園している人たちは変わらないんですか。もう1回申請か何か出すんですね。それでまた8時間、11時間とか分かれたりする。それがいつ頃どうなるのかとか、そういう部分で非常に不安があったり、どういうふうになるのか考えていらっしゃる方もいるので、説明できる段階が来たらやるということではなくて、早いうちにタウンミーティングみたいな形のものぜひやったほうがいいのではないかと思います。

・委員

8時間のことと11時間のことについて、2号認定のその2種類については、聞いたこともないという方が保育園にも認定こども園にもいて、そこら辺は今厳密ではないと思いますので、2号認定の短時間利用に分類されるか、それとも2号認定の長時間利用に分類されるかというのは、勤務証明等で市が措置を考えるわけですね。よく公立小学校の廃止なんかについて説明会をされていきましたよね。第四小学校なんかも随分されていたような気がするのですが、1つの学校がなくなる説明なんていうものではないぐらい、広範囲の保護者を巻き込む大きな制度変更のはずなので、ちょっとホームページに載せますとか、冊子を配りますとかいうことで、どこまで理解できるのか。

決まっていなくてたくさんで私たちも非常に困っていますので、決まっていなくてたくさんで説明会ができないという気持ちもわかりますけれども、大幅に変わるということだけは決まっている。そして何度お願いをしても、どこの場面でも「平成27年から始めなければいけないんでしょうか」という話が出て、国のお役人さん相手にも何度もお話が出るのだけれども、事業所向けに来た新制度の説明書には、「平成27年4月からスタートします」というものを国は出していますので、もう本当にそういうことになるのであれば、今、市民の皆さんに説明をしなかったら、混乱は非常に大きなものになるはずだと思いますが、いかがでしょうか。

・事務局

委員のおっしゃるとおり、またパブリックコメントにもそういったご意見がたくさんございますので、市においても必要性は感じております。ただ、その方法とか、具体的に今ここでいつ説明会をやるかということには言及はできませんけれども、例えば施設の方にご協力いただいて、保護者の方が集まれる場所等で説明をするとか、またその中でご質問をいただいて、先ほど〇〇委員がおっしゃったように、どういったことが課題となり得るのかとか、疑問に思われている方が多いのかということ把握する場にもなるでしょうから、そういったことも本当に市においても検討しているところでございますので。

・委員

時間がない。

・事務局

時期に関しても、おっしゃるとおり、早めに、早急ということで回答しておりますが、検討しておりますので、ご理解、ご協力をお願いしたいと思います。また、個別にこちらから施設の方にお問い合わせさせていただくケースもあるかもしれませんが、それにつきましてもよろしくお願ひしたいと思います。

・委員

もう一つ、最初に東京都のほうから下りてきた情報として、今の段階で9割近い私立幼稚園が新制度に移らないという。そういう情報は、先ほど事務局にお伺いした段階ではまだ把握していないということですが。私立幼稚園です、認定こども園ではありません。それを聞いた場合、粛々と進めていかなければならない、国がどういうふうになったとしても27年4月に始められるように、私たちは準備しなければならないと、何かお話しすればおっしゃっていましたが、そういう状況で今の情報をお聞きになって、どのように思われますか。

・事務局

今、委員からお話がありました。もちろん、新聞報道その他で今の幼稚園関係者の方々の状況は承知しているところです。パーセンテージの関係については今日初めて

お伺いしましたが、率直に言ってかなりの、言ってみれば9割ですよね。9割の関係者の方々が今この新制度に関してどうしようかというような状況、もしくは……。

・委員

いえ、移行しない予定というところがもう64%、移行しない方向で検討中というところを足すともう9割。

・事務局

そういうことを今日委員からお話がありましたが、これに関して新聞報道等を含めて、公式な見解かどうかはおきませんが、やはり国のほうとしても今の状況はちょっと見直しを考えねばというような発言もあったかと、私は理解しております。これから先、本当に時間がない中で、どのような国の動きが改めて出てくるかということは、注視しております。

一方で、今私どもも幼稚園連合会の方々と、少なからずこの新制度にどのように整理をし、理解をし、向き合うかということで、お話はさせていただいてきたわけですが、この段階において今委員からお話があったような状況ということは、この東久留米市においても、そういう状況ということは承知をしているわけです。今後の話としては、国の動向等も含めながら、これから皆さんとまた事業計画の確保方策等の話もお願いしていくわけですが、こういったところでも、皆さんとのいろいろな話し合いの中でこの制度に対しての向き合い方がどのようにできるか、このところはまた十分検討させてもらうというふうに、私どもは思っています。いずれにしても、委員が今おっしゃったように、この新制度に対する幼稚園の関係者の方々の今の状況はかなり、ある意味数字的には、言葉はちょっと何とも言えませんが、正直に言いまして、大変な状況であるなというふうには感じております。

・委員

幼稚園に関しては、結局、選択の余地があるので、国は特に何か上乘せとかいう動きはないので、ひょっとしたらもうその数字のまま確定。認定こども園については、認定を返上しなければ新制度に移らなければならないという部分があるので、国は一生懸命、今度8月28日にも説明会を行いますし、公定価格の見直し、見直しということで、どこが見直しになったんだろうかみたいなデータが送られてくるような状況です。幼稚園の場合は何も国のほうで行わないので、それが新制度に移る幼稚園ということではぼ……。確かに法的規制を受ける意向調査は9月に行われますが、どこも何も変更がなければ変えようがない状況ですので、この数字がかなり確定と思われま

・会長

それではよろしいですか。ほかに何かございますか。

・委員

先ほどの話に戻るのですが、「努力する」とか「下回らない」という言葉について、

今度のパブリックコメントでも修正案を出されたという話があったかと思いますが、それについて、別に東久留米市としての何か特色というか、基準案というのがきちんと作られる。それを話す。それとも回答として違う回答を出すのか。

・事務局

わかりにくくて申し訳ございません。パブリックコメントの公表の方法として、当初素案としてパブリックコメントを実施した国基準がございます。それからパブリックコメントのご意見をいただいて、最終的に素案を修正した部分があれば、それを記載するという形で、考え方の修正ということではなくて、いわゆる基準案の修正箇所というような表記になると考えています。

・委員

そうしますと、よくわかっていなくてあれなんです、例えば現行の家庭的保育事業のところで、現在は資格のある人が4月以降の基準になっているということですか。

・事務局

家庭的保育事業につきましては、国基準では資格がなくても研修を受ければ家庭的保育者になれます。一方、現在の東久留米市につきましては、家庭的保育者の資格として、保育士、教員、保健師または看護師、助産師というふうに資格に縛りをかけています。これを下回らないように努めますということで、これを踏まえて私たちも検討してまいります。あとは、認証保育所の実施要綱の中で、保育士の資格率というのでしょうか、全体の職員の中の6割以上が保育士の資格を持っていることというのが認証保育所です。国基準は小規模保育所B型は5割です。これらも認証保育所の基準を、職員の配置基準ですとか、資格については下回らないように検討していくという形でご理解いただければと思います。

・会長

よろしいですか。それでは今日の……。

・委員

資料64の7ページ。64はホームページで言っていたのと同じですね。意見1の「意見に対する市の考え方」の3行目に「利用を希望する保護者の方との協議を行い、別に定める予定です」とあります。ここの「協議」はどこを指すのか。何の場を指すのか。「別に」というのは条例案以外の別とは何を指すのかということの答えをお願いします。

・事務局

24年度ですか、社会福祉審議会のときに保育のあり方ということで検討していた中で、そのときの話の中であがってきたことが、ここで言う「定時」という言い方はおかしいのですが、現行では6時までの保育時間の保育料、いわゆる学童保育の観点で

すね、それを6時を超える場合というところでいろいろ検討したときに、そこで時間延長の話がありましたが、やはり6時以降に利用する方たちのニーズはさまざまだろうから、6時以降は利用する方を対象としてアンケート調査なり、連合会の方も含めてですが、そういう方たちときちっと話し合いをしてやっていく必要があるだろうということがあがってきましたし、保護者の方たちからも、6時までの保育料とは別に希望者の意見を聞いて、設定をしてほしいということが、そのときあがっておりましたので、そのときのことを踏まえて、ここではそのような回答をさせていただいております。

ですから、このことについては、別途いろいろ考えていかなければならないことだと思いますが、今回はたまたま条例ということがございましたので、ここは基本の平日3時間、長期休業日は8時間という、その部分について、条例のところではさせていただき、具体的な時間についてはまたほかのところで定めたり、利用する方たちと話し合いなりをしていく必要があるのかなと考えております。

・委員

ということは、この「協議を行い」の「協議」をどのような形で行うかは今の時点では未定ですか。

・事務局

はい。

・委員

けれども、協議を行うことは決まっているから、ここに明記されている、と。

・事務局

今までの経過を踏まえると、していく予定を考えているということです。

・委員

では、この「行い」は「行うかもしれない」ぐらいなんですね。では、「別に定める」の「別に」というところは。

・事務局

金額も、通常これまで考えていた6時までの保育料とは別に設定を考えている、と。あくまでも方向性ですが、そういうことで当時は考えておりました。

・委員

そうすると、別枠なので今書いてある保育料の値段に修正を加える形ではなくて、別に何かを定める、そういうルールを決めるということがここに書かれているのですね。ということが、パブリックコメントに対する市の答えということですね。

・事務局

現在はそういう形で考えております。

・委員

でもここは「予定」と書いてあるからやらないかもしれない。予定ではなく、やるつもりだけでも具体的には決まっていなくても、やる方向だという読み取りで大丈夫ですね。了解です。

・会長

よろしいでしょうか。

・委員

今のところですが、ここは僕も意見を書かせていただきましたが、前回学童の延長保育のこととか、そういう部分をお聞きしたところ、子育て支援に関する13事業とは別のものだからという説明を受けて、そこはそうなんだということでわかりましたが、今お話があったように、24年に行われたその社会福祉協議会の子育て支援部会の答申の中で、延長保育をやることに関しては入っているわけですよ。すぐにといいことではなくて、その時の役割も利用者の意見とかそういうのを聞きながらやっていくということ。

併せて、このときに、認可外保育の施設の利用者への利用格差の補助に関しても、たしか上限1万円で作るという形で1回市議会に出されましたが、市議会でもいろいろな事情があって、それは先送りになって、結局たどり着いた話は、この新しい制度になる中での経過を見ましようということだったわけです。今回の条例案とは別なことですが、ただじゃあわかりました、と。でもそういうふうに「予定」になっていると、また先送りにされるのかというのが、当時かかわっていた自分や、ある意味学童で延長保育が始まるかもしれないと期待している父母、あるいは認可外保育施設に預けていて格差の補助ができるかもしれないと期待をしていた人たちをまた先送りにさせてしまう部分があるわけです。

別なら別でわかりました。でも、それはしっかりと新制度が始まったときに同時にスタートするぐらいのつもりでやってほしいというのが強い思いです。「新制度をやりました、じゃあこれから始めました」ということで再来年になるのではなくて、この新制度が4月になるのであれば、新制度の動向を見てからと言っていたわけですから、そこは大変になるかもしれませんが、そういう努力はしていただきたいと強く思います。これは一意見ではなくて、市として諮問をして出した答申の内容なのですから、そこはきちんと踏まえて4月からできるようにしていただきたい。

・会長

それでは、今出た意見も含めて、基本的に、今日の資料63と64、それからこれまで検討しました運営基準とその認定基準についての議論、パブリックコメントあるいは委員の中での意見交換が果たされたと思いますので、これをもって今度は市のほうでこの意見を十分勘案しながらこれから条例づくりに入っていただくことになると思

いますので、ぜひパブリックコメントなり、この委員会での議論を大事にしながら事務方によりしくお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

- ・委員

よろしく申し上げます。

3 その他

- ・会長

次の議題です。次第3「その他」に入らせていただきますので、よろしく申し上げます。

- ・事務局

次に、次第3「その他」について説明させていただきたいと思います。資料65をご覧くださいませでしょうか。

「放課後児童健全育成事業『量の見込み』の補正について【資料61差し替え版】」でございます。本日机上配付させていただきました資料をご覧くださいませと思います。1枚おめくりいただきまして、「放課後児童健全育成事業『量の見込み』の補正について（低学年）」の部分でございます。左側に表がございます。真ん中、右と3つ表がございます。前回の会議でもさっと説明させていただきましたが、もう一度ご説明をさせていただきたいと思います。この1ページの左側の「補正前 小学校地区ごとの量の見込み（低学年）」この表につきましては、補正前の量の見込みの低学年ということで、本年度第1回の会議について、この会議でご了承いただいたところでございます。その後、補正について事務局で精査させていただいたものがございます。真ん中にある表ですが、現況ということで平成26年4月1日付の各小学校地区ごとの定員と利用数を表記しております。そして右側の「補正後 小学校地区ごとの量の見込み（低学年）」が今回の内容でございます。左が補正前、右が補正後ということで、数値が変わっております。

では、どういう考え方で補正を行ったかということでございますが、各地区ごとの補正前の量の見込み、例えば平成27年度でございますが、現況の利用数に満たない場合はその差分を各地域ごとの量の見込みの各年度に加算するというところでございます。具体的に例をあげさせていただきますと、B列ウ行に62という人数があるかと思いません。二小地区の人数でございます。次に真ん中の表のI列ウ行をご覧くださいと82になっています。26年4月1日第二小地区では82名の利用者がいらっしゃるということです。先ほどの量の見込みを算出しますと、62ということで、実際の利用数より量の見込みのほうが20人ほど下回っていることとなります。これにつきまして、先ほどの補正の考え方を適用いたしますと、具体的にはK列ウ行「(+20) 82」とさせていただいていますが、これは量の見込みが実際の利用数を下回っていたので、その差の20を足して82に補正しますというものでございます。同様に、ウ行の二小地区につきましては、28年度から31年につきましても、補正前の量の見込みにすべて+20を補正したものでございます。この考え方を適用しまして、仮に実際の平成26年4月1日

付の利用者数が量の見込みを上回っている場合は、その差分を足していくというもので補正をした表が右側の「補正後 小学校地区毎の量の見込み（低学年）」でございます。総体的に申しますと、補正を行うことによって量の見込みを増加させたという流れになります。

続きまして、2ページをご覧いただきたいのですが、「①放課後児童健全育成事業『量の見込み』の補正について（高学年）」でございます。こちら先ほど同様左側に「補正前 小学校地区毎の量の見込み（高学年）」の量の見込みでございまして、真ん中に現況がございまして、右側に補正後①ということで、このページによる補正を行ったあとの表になります。ちなみに補足ですが、真ん中の現況は平成26年4月1日付の現況の定員と利用者数ですから、小学校1年生から3年生までを用意させていただいたこととなります。

2ページをご覧いただきまして、先ほどの1ページと同様ご了承いただいた補正前の高学年の人数に補正を掛けたものが右の表になります。補正の考え方としましては、放課後児童クラブ、学童保育の利用希望が週1～2回程度であれば、各自治体の実情に応じて当該者の割合を「量の見込み」から控除することができるという、以前もお話しさせていただいたところがあるかと思いますが、「市町村子ども・子育て支援事業計画における量の見込みの算出等のための手引き」に基づきまして、補正を行ったものでございます。

続きまして、3ページ「②放課後児童健全育成事業『量の見込み』の補正について（高学年）」でございます。左側に「補正後① 小学校地区毎の量の見込み（高学年）」という表がございまして、この表は先ほどの2ページの「補正後① 小学校地区毎の量の見込み（低学年）」と同じものでございます。そのまま移させていただいています。さらに3ページ右の表「補正後② 小学校地区毎の量の見込み（高学年）」がございまして、こちら補正後とさせていただきます。先ほど行いました補正後の①の高学年に対し、3ページの下にある補正の考え方、「補正後① 小学校地区毎の量の見込み（高学年）」に小学3年生の通年の継続率、年度当初から翌年3月1日までの継続率の過去3年の平均を乗じるという補正を行っております。この基となりますのは基本的な指針というものがございまして、これはこの会議で昨年度第1回の会議の際にご提示させていただいた事業計画の基本的な策定指針の現在のものですが、この別表第3に「地域子ども・子育て支援事業計画の参酌標準」がございまして、その中で「学年が上がるごとに利用の減少傾向があることや、概ね10歳前後までの遊びや生活面の自己管理が可能となる等自立が進むことに留意する」という文言がございまして、こちらを適用させていただき、補正を行ったところでございます。この3ページの右の表が「補正後② 小学校地区毎の量の見込み（高学年）」というものになります。2ページと3ページにおきましては、高学年の量の見込みの補正は2段階の補正を行わせていただきました。

続きまして4ページ「放課後児童健全育成事業『量の見込み』の補正について（低学年・高学年合計）」でございます。こちらにつきましては、1ページと3ページの補正前と補正後を合計した表でございます。低学年と高学年を合せて、補正前と補正後で対照させて表示したものでございます。

最後は5ページ「(参考) 放課後児童健全育成事業『量の見込み』の補正について(低学年・高学年合計)」。こちらは参考ということですが、左側に補正後の小学校地区ごとの量の見込みの低学年と高学年の合計を表記させていただいています。こちらは4ページの右の「補正後 小学校地区毎の量の見込み(低学年・高学年合計)」と同じ表でございます。そして、真ん中に平成26年4月1日付で現況がございます。そして右側の表が参考のところでございますが、現況の定員から最終的に量の見込みの補正を行った低学年と高学年の合計を引いたものを右側に表記させていただきました。例えば、右の表をご覧くださいますと、△の表記がある部分があると思います。27年度から31年度の5カ年がございますが、この5カ年中1つでもこの△が表記されたものについて、この右側の表の左のところに※印が付いております。7つございます。こちらの小学校地区につきましては、いわゆる待機児童という定員オーバーの人数が見込まれます。

資料65についての説明は以上でございます。

・会長

今の説明について、ご質問、ご意見は。

・委員

2ページの、今、二小学区を例に出していましたが、なぜ20を足すのか手順は今の説明でわかりましたが、2ページのほうは二小地区のB、27年度は37ですよね。この37はこの前のニーズ調査から出した数字で、修正後①は24になっていますよね。補正すると24になるこの計算は、出されている算出方法でやったということですね。それでこの上に週1、2回だったら除外していいよということがベースになった算出方法だということですね。

3ページの二小地区のBに、27年度の24というのはさっき2ページで出した数字ですよね。それが次の補正の19になるのは、やはり計算式に入れたのだと思うのですが、その考え方のベースは継続ですか。だから、1年生の子が3年生まで継続した率を参考にしながら、高学年まで幅を利かせたときにどのぐらいの継続率になるかということで、24だけど途中で辞めるんじゃないかということで19という数字が出ているということですか。

・事務局

そうです。3ページ右下に、参考に小学校3年生の通年の継続率という表を付けさせていただきました。この一番右の3年度平均0.77というものが、小学校3年生の通年の継続率の3年間の平均でございますので、例えば先ほどおっしゃったところと言いますと、B列の24に0.77を掛けますと右の表のK列の19になります。

・委員

そして、次の4ページの二小地区のB列の99はどことどこを足したのか。1ページの補正前の62と2ページの二小地区の37を足したんですね。わかりました。

すみません、質問です。まず1ページの二小地区が62だけれども、実際は82で、20を足して補正ということですが、計算式はいいのですが、ニーズ調査だと62なのになんで実際は82なんだろうとか、これを見るとほかの地区の学童もかなりの度合いでニーズ調査よりも実際に入っていることが読み取れたと思いました。この数字を見て私は、これが最初の会のときにやったアンケートであがらない数字ということなのかなと思ったのですが、その辺の解釈がどうなっているのか、という質問です。

それから、2ページの高学年のところ、2ページの下のところ、週1、2回程度であれば、排除していいという計算式だったのですが、ただたとえ週1回しか行かなかったとしても定員の中には入らないとダメですね。そう考えると、これで補正していいのかということと、あと学童連合会のほうで高学年までやっている学童のお話を聞いたときに、やはり6年生のお子さんで週1回だけれども、その週1回が学校で6年リーダー頑張れみたいところで、ふらっと毎週水曜日だけやってきて居場所になっているということで、すごく学童の価値があるという実際報告がありました。週1回しか利用しないけれども彼には必要だという実際報告だったのですが、そういう実際報告もあるし、今の制度だと週1回でもきちんと申し込まないといけないから、ここで数を減らしてしまって大丈夫なのかというところがもう1点です。

ただ、そうやって補正して数を減らしても、5ページを見ると定員オーバーになっていることを考えると、これはざっくりした正確ではないものですが、この定員オーバーより増えるのではないかと。特に高学年は週1、2回を切ってしまうと……。(高学年の利用は)1、2回ぐらいなんじゃないかと思ったのですが、ここはどうなのかと思いました。どうやって解釈したのかというところを聞きたいと思って質問しました。

・事務局

まず1つ目のご質問です。量の見込みについて、久しくこの会議で議題とさせていただきませんでしたが、国の算定手引きに基づきましてニーズ調査を行わせていただいたものについては、ほかの事業の量の見込みの算出にあるとおり、一定程度の補正前の数値に基づき、幾つか補正をさせていただきました。またさらにこの放課後児童健全育成事業につきましては、市地域を1つの区分としているものではなく、小学校地区ごとに区分しているものですので、実際の数値におきまして、10人単位の数値ということもございまして、そういったことを踏まえまして、もともとの算定手引きに基づくしっかりした数値ではあるのですが、実際の現況と比較したときに、実際の量の見込みと利用定員の利用数の差については増やしたほうがいいのではないかという考え方からプラスをしたものですので、決して補正前の量の見込みがほかの事業と比較して誤差があるといったものとは考えてはおりません。

・委員

「誤差があると考えていない」ではなくて、誤差の範囲だ、と。私はこんなに数字の差が出るのはなんでだろう、どういうふうを考えているのかなということは今言ったのですが、このぐらいの差は出るという……。

・事務局

就学児調査の量の見込みが基となっております。

・委員

そうすると、最初は1ページの二小地区の27年度の62という量の見込みはニーズ調査から、低学年と書いてあるから2年生じゃなくて1年生から3年生のお子さんがニーズ調査だと12ということなんですよ。2年生だけじゃないですよ。2年生だけだったらもちろんこんな差が出るのは……。

・事務局

こちらのニーズ調査の中にある設問から、算定手引きにある手順に沿って行った量の見込みの算出でございます。

・委員

でも、あの統計学のときには、対象は2年生だけれども、2年生のお子さんにアンケートをとることで、学童の低学年のお子さんのニーズがわかるという話と理解していました。ここの62は2年生のお子さんの希望と私は解釈していました。統計上2年生だけピンポイントで聞いても低学年の数字が出るという説明だったと思う。そうしたら（低学年）ではなくて、どこか限定した学年で……。

・事務局

実際に調査を行った対象者は2年生でございますが、設問から導き出されるのは低学年の利用の量の見込みです。

・委員

だから、低学年の利用はニーズ調査だけだと62だと思ったけれども、実際は82で、これはただの誤差の範囲なのか。誤差の範囲だから補正したのか。私は、誤差の範囲ではなくすごく差が出ていたから、きっと声なき声がこういう数字で出てくるのかなと解釈したのですが、その辺は誤差の範囲だったらいいのですが、そこをちょっと聞きたかったのです。

・事務局

今、〇〇委員がおっしゃるところからすれば、区分が細かくなった分、誤差の範囲と考えられる。

・委員

なので補正したんですよ。

・事務局

はい。

・委員

2点目です。週1、2回はカットしても、週1、2回だろうが5日だろうが、学童の定員のカウントはカウントなので、そこを補正してしまっているのかなと思ったのですが、そこは。

・事務局

以前、量の見込みについてこの会でご審議いただく中で、ほかの事業につきましても、この算定手引きに基づく補正等を行わせていただいたところでございます。私どももそれらを踏まえまして、やはり算定手順につきましましては、補正が必要だと考えておりますので、後として補正を、さっき2ページの補正を行わせていただいたところでございます。

・委員

補正の考え方の週1、2回程度であれば云々というのは生きていないのですか。

・事務局

生きている。

・委員

生きているんですよね。私が聞きたいのは週1回だろうが、週6回だろうが、定員は定員なのが今のシステムだと思うのですが、週1、2回の人を……。だから37から24を補正してしまうとかなり。それがなくなってしまうといいのか。そこも統計学上の問題なのですか。

・事務局

現在の学童の入所基準につきましましては、保護者の方の就労の時間と日数ですから、最終的に利用されるのが週1回だと利用率が少ないという話にはなりますが、基本的に今の入所の要件としましては保護者の方の就労時間、日数というところで。

・委員

わかりました。だから、保護者は6日間仕事をしているけれども、私が言っているのは利用の回数を言って、これはあくまでも仕事ということですね。了解しました。これを見ると、学童に関してはやはり定員がすごくオーバーしているのが実態なんですね。

・事務局

5ページのところは参考にさせていただいているので、補正の量の見込みにおいても7カ所ですね。

・委員

ここを踏まえて、あと事業計画を考えていくということですね。わかりました。

・会長

それでは、今日の最後の議題について、量の見込みについて、放課後児童健全育成事業関係は、これでよろしいですね。

・委員

61と65の違いは？

・事務局

5ページの小数点の引き継ぎの部分を精査したものでございます。ほかのところは変更がございません。

・委員

わかりました。

・会長

この量の見込みについては、今日ご確認いただいたということでよろしいですね。時間も差し迫ってまいりましたので、次回関係を事務局よろしくお願いします。

・事務局

お時間のないところ恐縮です。次回の日程ですが、現在会長と調整させていただき、また事務局、場所等も踏まえて、当初5月23日に皆様にお示ししたスケジュールの中で、9月下旬を予定させていただきましたが、今のところ9月26日金曜日か9月29日月曜日に、このお時間、この場所ということでお願いしたいと考えております。

・会長

一応、この2つの日程で検討しているということでよろしいですね。

・事務局

この2つの日程の中でまた会長と相談しながら、皆様にご連絡をさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

・委員

日程のことは、この前ちょっとメールもして、前回、今回の会議についての設定でちょっとごちゃごちゃしてしまって、受け取り方の違いだったのか、すみません。今回は26日または29日と考えていていいですか。それとも26日と29日以外になるかもしれないので仕事を入れたりすることは……。今の時点で26と29はあけるように

したいのですが、第三という可能性はないですか。

・事務局

今回は皆様のご要望を踏まえて当初 22 日という設定をさせてもらっていたものを今日という形で場を設けさせていただきました。9月に関しては26日と29日のどちらかということをご理解いただければと思っておりますので、よろしくお願ひします。

・委員

次回から事業計画に入っていくわけですね。

・事務局

次回の議題等については会長と調整してまいります、事業計画の確保方策、量の見込みについてまだ未定の部分もございます。それも含めてまた事業計画に係る確保方策のイメージ等も、前回ちょっとお示ししましたが、改めてそういったイメージも含めて議題を整理させていただきたいと思ひます。

・委員

昨年度いただいた当初のスケジュールの中では、11月上旬かそこら辺で、当時で言う事業計画案のパブリックコメント等の計画となっておりますが、今年4月にいただいたものの中では、この時期のパブリックコメントは入っていませんでした。今回のパブリックコメントのところにも、当初予定していた11月のパブリックコメントはなくなったのかということに対しては、市のほうとしては、「子ども・子育て支援事業計画のパブリックコメントについてはしかるべき時期に実施してまいります」と出ているので、今回のパブリックコメントの取り方等、いろいろなところをちゃんと踏まえてやっていただきたいと思ひます。次回、今後の予定のところ、「こういうふうにごやっいていこうと思ひます、ここではこういうことを決めていこうと思ひます」みたいな部分が出されると、僕らも参加しやすいのかなと思ひますので、改めて今後のスケジュールとか、僕らがやるべきこととか、そういう部分を整理していただきたいと思ひます。

・事務局

ただいまのところでございますが、まずパブリックコメントのほうは実施する予定でございます。時期等を含め、先ほど〇〇委員がおっしゃったスケジュールについてはできる範囲で提示させていただきたいと思ひています。

最後になりますが、本日、机上に配付させていただいておまして、前回の7月30日に第4回のこの会議の議事録を配付させていただいておまして、こちらにつきましては8月29日までに、ご指摘のところがありましたら事務局のほうにご連絡をお願いいたします。

4 閉会

- ・会長

それでは、若干時間がオーバーしましたが、今日の予定は全て終了いたしました。委員の皆さんはじめ事務局の皆さん、どうもお疲れさまでした。今後ともまたよろしくお願ひしたいと思ひます。どうもありがとうございました。

以 上